# (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書に関する補足資料

# <補足資料内容>

- 6 囲繞景観について (その2)・・・・・・・・・1
- 7 方法書本編の用語使い方の修正方針・・・・・・・・ 6

令和3年8月

## 6 囲繞景観について(その2)

下記の文献によると、囲繞景観とは、事業地及びその近傍の眺めであり、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めであるとされています。

# 【参考情報】眺望景観と囲 繞 景観

環境影響評価においては、眺望景観と囲繞景観については以下のように整理されている。

<眺望景観:視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景観>

環境影響評価における眺望景観とは、事業実施区域から離れた場所からの事業実施区域の眺めであり、眺望景観の変化は事業の実施に伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、眺望景観へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施に伴う変化を視覚的に認知 することが可能な範囲となるため、一般的に事業実施区域外の比較的広い範囲が影響範囲内に含 まれることとなる。ただし、眺望景観については、特定の眺望点からの眺めや特定の景観資源へ の眺めに代表させて事業による影響を捉えるのが一般的である。

< 囲繞景観: 眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景観>

環境影響評価における<u>囲繞景観とは、事業地及びその近傍の眺めであり、</u>囲繞景観の変化は事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為(利用)の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化によって捉える。

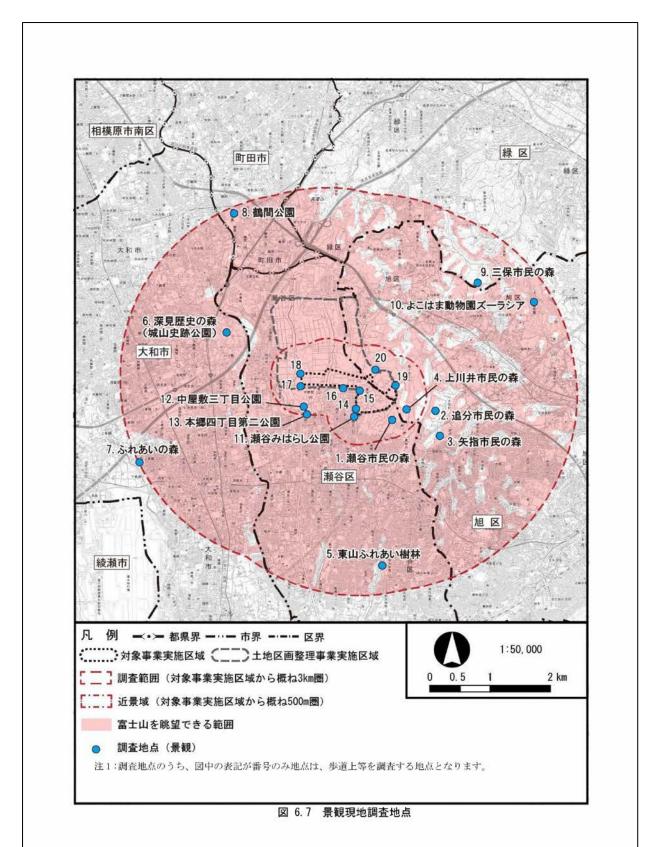
したがって、囲繞景観へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施区域及びその近傍に限られる。ただし、囲繞景観については、有名な眺望点や傑出した景観資源が存在しない場合でも、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めなどに着目し、身の回りの景観の変化をきめ細かく捉えていく必要がある。このことが、身近な自然との関わりや地域の個性的な景観を保全していく上で重要である。

出典:「環境アセスメントの技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(監修:環境省総合環境政策局環境影響評価課、編集:環境影響評価技術手法に関する検討会) p 187

土地区画整理事業によって、本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て改変されますが、本事業の対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は、囲繞景観の構成要素として残されます。

従いまして、囲繞景観の予測は、公園施設と瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景観との調和が図れているかについて予測する必要があると考えており、囲繞景観の変化は、次頁に示す調査地点のうち、地点 11 (瀬谷みはらし公園)、地点 14~20 より予測できると考えています (各地点の撮影方向は、図 5-1 に示します)。

例えば、図 5-2 に示す地点 15 は、対象事業実施区域周辺に位置する道路上からの調査地点です。本地点の囲繞景観の構成要素は、対象事業実施区域外の南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地であり、本地点の予測(フォトモンタージュの作成)により、事業の実施に伴い出現する公園施設の存在によるこれらの囲繞景観の構成要素の変化を予測、評価できるものと考えます。



6-28

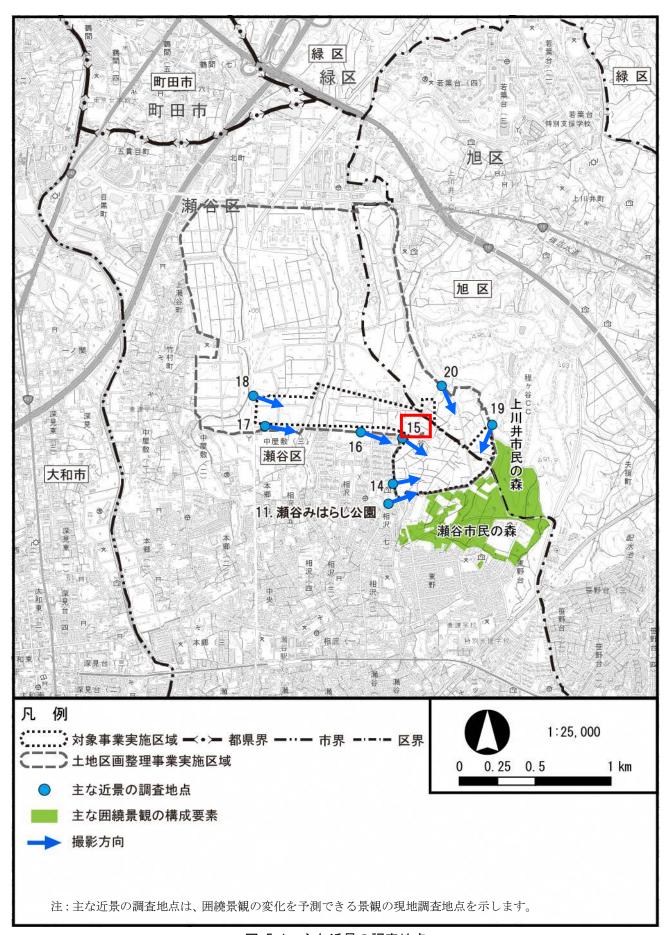


図 5-1 主な近景の調査地点



※調査は、今後実施(着葉期、落葉期の2季を予定)

図 5-2 例:地点 15 付近からの眺望

令和 3 年 7 月 27 日の審査会補足資料で方法書 p 5-8 の表 5.4(3)に**下線部**を追加しましたが、追加部分を削除し、方法書の記載のとおりとします。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)

環境影響評価項目		거리		
評価項目	細目	選定	選定した理由・選定しない理由	
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等に より斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響 要因はないことから、環境影響評価項目として選定し ません。	
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時 において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないこと から、環境影響評価項目として選定しません。	
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時 において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影 響評価項目として選定しません。	
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時 において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影 響評価項目として選定しません。	
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の 日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境 影響評価項目として選定しません。	
	交通混雑	0	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び	
	歩行者の安全	0	交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境     影響評価項目として選定します。	
景観	景観	0	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。	
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	0	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動 の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影 響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目とし て選定します。	
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地 が存在していますが、供用時において文化財等に影響 を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目とし て選定しません。	

※太字下線:令和3年7月27日の審査会補足資料における追加事項

## 7 方法書本編の用語使い方の修正方針

方法書「第2章 対象事業の計画内容」の本文中の表現について、事業計画を踏まえ、下記のとおり見直します。また、図書内の同様の表現についても見直します。

なお、図書は、準備書から記載を変更します。

## p 2-16 「2.6 生物多様性の保全」 2 文目

#### •原文

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が<u>造成</u>されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物(管理棟等)周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

### •修正案

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物(管理棟等)周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

※太字下線:修正箇所

## P2-16 「2.7 緑の保全と創造」 2 文目

#### •修正前

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が<u>造成</u>されることから、公園整備に あたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

#### •修正後

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が<u>改変</u>されることから、公園整備に あたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

※太字下線:修正箇所